

議案第10号

北本市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

北本市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成21年2月23日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

北本市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号を削る。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。